

敬老会開催について

九月十五日は「老人の日」として全国的にも敬老行事が行なわれますが、当町も恒例の敬老会を左記の通り開催します。

- 一、日時 昭和三十九年九月十五日
 二、場所 遠賀中学校講堂
 三、主催 遠賀町
 四、日程

- 受付 九・三〇～一〇・三〇
 式典 一〇・三〇～一一・〇〇
 保育園児発表会 一・〇〇～二・〇〇
 中食

- 一三・〇〇～一三・〇〇
 余興 (婦人会、老人代表) 一三・〇〇～一五・〇〇
 五、その他
 敬老者の送迎については会場近くの別府、今古賀千代丸を除き、西鉄バス(大型二台、マイクロー台)により送迎致しますので指定場所に集合下さい。

六、敬老者

男一六五人、女二六二人
 合計 四二七人

ナンバーの取り替えは済みましてしようか

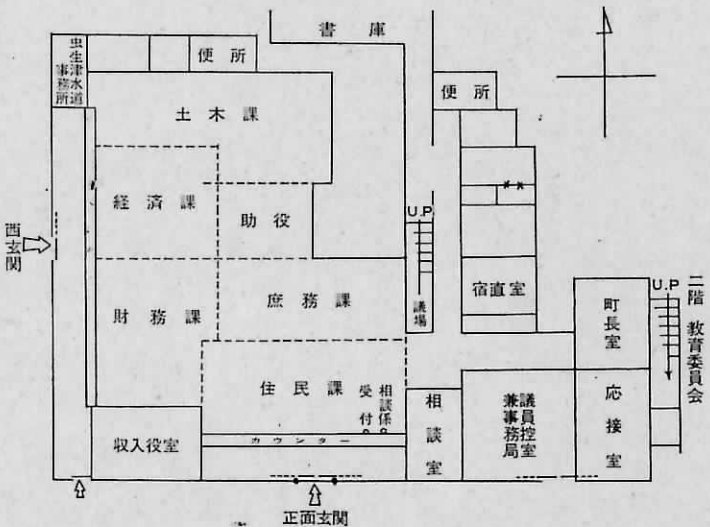
原動機付自転車及び小型特殊自動車(農耕作業用等)の標識の取替えについて
 このことについては「村」から「町」への標識の取り替えを実施していますので、まだ取り替えの済んでない原動機付自転車及び小型特殊自動車(農耕作業用等)の所有者は、次の事項に留意の上、期限までに必ず取り替えて下さい。

記

- 提出または持参すべきもの
 - 旧標識(取りはずして返還して下さい)
 - 印鑑
 - 新標識交付申請書
- 取替え期限
 9月21日(月)まで
- 標識代無料

ただし、交付標識を今後亡失、または破損された場合は弁償金を納めなければなりません。

遠賀町役場庁内配置図 (S.39.9.)



日の丸は日本の象徴 全戸に掲げましょう

◎東京オリンピックを期して全戸一斉に国旗掲揚を他町村にさきがけて自分から進んで大切に自主愛国の国民運動として展開しようではありませんか
 ○オリンピック東京大会いよいよ切迫!!
 ○たくさんの外国選手が自分の国の旗をかかげて入場するでしょう

○そして竿頭高くひるがへる国旗に限りない敬愛の情をいさぐことでしよう
 ◎本町でも役場・公民館・婦人会等々国旗全戸掲揚運動を強くおし進めてまいりました
 旗日には必ず国旗を掲げましょう各戸もれなく掲げましょう

国民健康保険税は

なぜ高くなったか

1 医療の一点当り単価の改正について
従来一点当り単価が一〇円であつたが、37年12月1日から甲表 一点当り 一〇円五〇銭乙表 〃 一〇円となり、単価の上昇を見ております。

2 給付期間の延長
従来同一疾病にあつては三ヶ月のみ療養の給付をしておりましたが、昭和38年4月1日から転帰(快復)するまで保険で治療出来るように改正されました。勿論、被保険者としての資格を取得していなければならぬことは、改めて申し上げるまでもありません。

3 地域差の撤廃について
甲地区と乙地区とに別してあり、北九州市と福岡市は甲地区、その他の地区は乙地区として、点数に5分の差がありました。昭和38年9月1日から甲地区と同じ様に統一され5分の上昇をしております。

4 世帯主の7割給付の実施について
昭和38年10月1日から世帯主に7割の給付が実施されました。世帯主の疾病については7割を被保険者負担分として組合が支払いますので、被保険者は3割だけ支払えばよいことになりました。

5 低所得者に対する減額措置について
昭和38年4月1日にさかのほり、次の通り所得の低い世帯に對して保険税が減額されます。年間所得が九万円以下の世帯には十分の六、年間所得が九万円と被保険者一人、五〇〇円を乗じた額が下廻る場合には十分の四、とそれぞれ減額されます。

6 助産費、葬祭費の支給について
助産または葬祭に對しては、それぞれ二、〇〇〇円支給してありますし、尚、国保に加入されている世帯には成人病検診等は無料で実施しております。

7 給付費について
年毎に受診者が増加し、支払する給付費が上昇し従来どおりの給付費では、まかないきれない現状であります。以上述べました改善に上の従前の税率では国保の運営が憂慮され、諸般の情勢を考察して止むを得ず今回の税改正に踏切った次第です。

なお、従来は一般会計(町費)から一〇〇万、一四〇万円を特別会計国保へ繰入れし、事業運営基金としていたのでありますが、昭和38年度より町自体の事業等の出費が増大され、ために国保への繰入れは一般会計の財源を圧迫し財政的繰入れも出来ぬ状態となり真に被保険者の皆様に負担増となることとなりながら事業の性格よりして保険税の増額をせざるを得ぬ実情となりました。国保加入の皆様におかれましては、町一般会計の現状を御理解下さいまして国保運営に一段の御協力を願います。

予防接種についての注意

(1) 予防接種をうけた日はなるべく安静を守ること。
激動、入浴、飲酒は控えること。

(2) 予防接種の副作用
接種した局所に発赤、腫れ、疼痛などまれに起ることがある。

定期(秋季)予防接種実施について

赤ちゃんの定期予防接種を左記のとおり実施しますので該当者はもれなく接種して下さい。

なお、当日接種されなかった場合は再接種しませんので、もれないようにして下さい。

◎母子手帳は必ず受付へ出して下さい。

接種場所 遠賀町役場

第1回 9月12日(土)13時~15時
百日セキ、ゾフテリヤ混合
第2回 10月3日(土)13時~15時
種痘
第3回 10月31日(土) 〃
第4回 11月7日(土) 〃

該当児
生後3カ月以上、一年未満で、一回も接種したことのなき者

38年10月に一期(3回)終了した者の追加(1回)実施します

乳児検診の実施について

乳児相談をかね39年度赤ちゃんコンクールの予選を実施しますので、該当児は全員受診して下さい。

未熟児で努力された方も選出しますので受診して下さい。

◎母子手帳は必ず持参して下さい。

日時 9月21日(月)13時~15時
場所 公民館別館

り、また寒け、頭痛、発熱、全身倦怠など起ることもありますが、いずれも二日~三日の内になおります。

しかし接種後の副反応の強い時には一応医師に相談して下さい。

該当児 生後一年までの赤ちゃん
検査医 青柳町医、遠賀保健所長

インフルエンザの予防接種について

流感(インフルエンザ)は毎年多発の傾向にあり、本年は特に気候の急変による流行が予想されますので、従来より1カ月早く予防接種を実施しますので、生後3カ月以上全員洩れなく接種されますよう通知します。

接種場所

1 日時及び場所
10月14日(一回目) 13時~15時
21日(二回目) 〃
10月15日(一回目) 13時~15時
22日(二回目) 〃

10月16日(一回目) 13時~15時
23日(二回目) 〃
10月17日(一回目) 13時~15時
24日(二回目) 〃

遠賀中学校
浅木小学校

役場

2 料金

生後3カ月~一才未満 一五〇円
一才~ 六才未満 三五〇円
六才~ 一五才未満 一六五円
一五才以上全員 二三〇円
右料金はいづれも二回分の料金です。

3 予防接種をうけていけない者
熱のある者、心臓、腎臓、糖尿病、脚気、病後衰弱者、胸腺リンパ体質の者、妊娠7カ月後の妊婦

水道需用者の皆さんへ

先般回覧にてお知らせ致しました。設計手数料納入、設計、中町が、修繕工事における費用負担については従来「止水栓」までは、町の負担で修繕をして居りましたが水道の条例が変更されて昭和三十九年四月一日より本管以外の家庭引込み部分の修繕などの費用は全部所有者又は使用者の負担となりました。

但し特別な場合はこの限りでない事もあります。

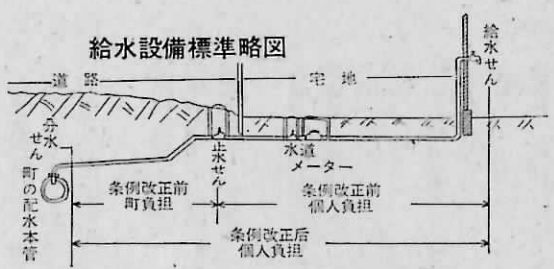
※給水設備の新設、増設、変更等の工事は必ず指定工事店にお申込み下さい。

尚、受付より施工、通水迄には最低一週間はかかりますので申込みは早目にして下さい。

※はじめて水道をお引きになる場合

水道指定工事店→役場(受付)

設計手数料納入 → 設計 → 中町水道課合議 → 工事費予納 → 施工 → 竣工精算 → 通水



遠賀町水道指定工事店は

(店名)	(住所)	(代表者)	(電話)
中村鉄工所	遠賀川	中村一義	一三九
安高工事店	安高みつる	安高みつる	七七
江崎工業遠賀川出張所	秀島 梅七	秀島 梅七	
福田工務店	福田 実	福田 実	
小牧組	小牧喜代三	小牧喜代三	

昭和三十九年産水稻 共済掛金、賦課金納入通知について

標記につきましては、別紙納付書により下記期日までに納入下さるよう通知致します。

- 一、納付期日 九月二十日まで
- 二、納入場所 役場収入役
- 三、その他

- (1) 報償金
 - 納期限内に生産組合または納税組合一括納入の場合、左記金額の報償金を差上げます。
- ◎ 納付掛金 百円につき式円
- ◎ 令書 一枚につき式円
- (2) 納入方法
- (4) 出来るだけ生産組合また

炭鉱離職者のみなさんへ

本年十二月十八日以降は炭鉱離職者求職手帳(職業安定所の発行する黒表紙の手帳)の所有者及びその後求職手帳を交付することのできる資格のある方以外は雇用促進事業団の行なっている移住資金、職業訓練手当、雇用奨励金、住宅確保奨励金、等の授給は受けられなくなりやすから、求職手帳の無い炭鉱離職者で、移住、就職、職業訓練等、御希望の方は至急最寄りの公共職業安定所、または雇用促進事業団(支部又は支所)へ御相談下さい。

消防団総合訓練 実施について

本町住民の財産を火災から防ぐため消防団員各位には日頃から配慮して居りますが、このたび左記の通り遠賀町消防団主催の総合訓練会を実施し、災害に備へて万全を期することになりましたので消防団員は全員訓練会に出動されるようお願い致します。

- 一、日時 昭和三十九年九月二十三日(水) 八時三十分~十七時
 - 二、場所 遠中グラウンド
 - 三、訓練
 - 1 訓練礼式
 - 2 ポンプ操作
 - 四、講師 福岡県消防学校教官 二名
- 島門小学校防音改善工事第二期工事 始る
- 昭和三十八年度の第一期工事に

- 引続き第二期防音改善工事は、去る八月十三日各工事の落札者が決定し、八月十八日工事着工、昭和四十年三月十日には全工事完成の予定で工事が進められています。なお、各工事の落札者は次の通りです。
- 主体工事 福岡市 八千代建設株式会社
 - 電気工事 八幡区 西部電設株式会社
 - 換気工事 福岡市 進興設備株式会社
 - 鋼製建具工事 福岡市 東京カーテンオール株式会社

オリンピック聖火リレー隊員メンバー 決る

世界の祭典、東京オリンピックの序盤を飾る聖火リレーは、九月九日、日本本土に、いよいよ到着し、若者たちの手によつて次々とリレーされ、東京スタジアムへと運ばれますが、当町も岡垣町と二隊を成し、七八区(大膳橋/水巻南中学校間)約一軒をリレーすることになっております。

- なお遠賀町関係の聖火リレー隊員及び日時は次のとおりです。
- 一、聖火リレー隊員
 - 副走者 半田 憲彰(上別府)
 - 同 舛添 謙吾(若松)
 - 隊員 松井 登(尾崎)
 - 村田 正美(木守)
 - 森 吉彦(浅木)
 - 石田 弘己(別府)
 - 矢野 孝(島津)
 - 原田みや子(旧停)
 - 嶺 悟(虫生津)
 - 添田 正晴(老良)
 - 秦 博子(鬼津)
 - 村上 芳子(今古賀)
 - 二、日時 九月十七日、午後三時~十分大膳橋出発。

昭和三十九年度 分館對抗野球大 会の幕とじ

「別府チーム四年連続優勝なる」恒例の分館對抗野球大会は、八月二日の予選に引続き八月三十日、遠中グラウンドで準優勝、優勝の二試合が行なわれ、予選で勝ち残った別府、鬼津、遠賀川、尾崎の四強チームの間で熱戦が展開されました。なお炎天下に熱戦を繰りひろげ盛會裏に暮をとりられました事を感謝いたします。

(優勝)

1 鬼津
0 尾崎

(準優勝)

1 鬼津
1 遠賀川

2 別府
7 遠賀川

9 別府

◎網使用による有害鳥獣駆除について

水稲に対する雀の被害を防除するには網による駆除が最も効果が期待できるので雀の群棲地や雀による水稲の被害地があれば駆除されますようお願いいたします。

尚駆除の申込みがあれば経済課で業者の斡旋をします。但し駆除に要する経費は地元負担となりますので申添えません。

経費一日約四〇〇〇円〜七〇〇〇円程度

昭和三十九年度狩猟講習会開催について

野生鳥獣は「鳥獣保護および狩猟に関する法律」によって保護されていますので無断で殺したり捕獲すると、この法律によって処罰されます。

狩猟免許を受けるためにはまず講習を受け更に資格試験に合格したのちに免許申請の手続きを取ることになっておりますが、その講習会が次のとおり開催される事になりましたのでお知らせします。

講習場所 八幡区広仁町、八幡警察署会議室

期日 九月十九日(土曜日)
なお受講手続については最寄りの猟友会でお世話しますので早目に

「税務署からのお知らせ」

税務相談所について

税金は、私たちの日常生活に深い関係をもっています。なかでも所得税は、個人がそれぞれの所得に応じて納める、申告納税制度をとっています。この制度は従来やゝもするやゝ正しい税の知識、或は記帳のないことから、税務当局と無用の紛争を重ねるといったこともあり、特に中小企業納税者にこのような事が多く、これらの納税者の間には、税に対する良き相談相手や記帳の援助者を求める声が強くなされました。

このため北九州商工会議所、若松支所内、小田計二郎税理士が負担税理士として常駐し、記帳から決算申告に至る相談から指導まで一貫した継続的な指導を、しかも実費程度の低廉な料金で税務相談所という税の良き相談の場を設けておりますので、どうぞ気軽に御利用下さい。

なお記帳代行等の対象者は、おおむね年所得七〇万円以下の個人企業者となっております。

料金
一、普通会员(記帳代行および決算まで依頼するもの)
月額 六〇〇円〜一、二〇〇円
二、特別会費(記帳について継続指導を受けるもの)
月額 二〇〇円 但し、決算書作成を依頼した場合は一、五〇〇円〜三、〇〇〇円を別に負担する。
三、その他、特に負担を要するもの 実費

印紙税について
印紙税は、日常の経済と密接な

お願いいたします。また猟友会では受講者のために狩猟知識問題(一部二〇〇円)を準備しております。

関連を持ち、証拠として調製交付される文書には、ほとんど印紙税が関連をもち、然も私法、

福岡県危険物取扱主任者受験案内

- 試験の種類
 - 甲種危険物取扱主任者試験
 - 乙種危険物取扱主任者試験
- 受験資格
 - 甲種の受験資格
 - 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学若しくは短期大学において化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認定した者で、六月以上危険物取扱の実務経験を有する者。
 - 乙種危険物取扱主任者免状の交付を受けた後二年以上取扱の実務経験を有する者。
 - 乙種の受験資格
 - 学歴は問わないが、危険物取扱の実務経験が六月以上ある者。
- 試験科目
 - 基礎物理学及び基礎化学
 - 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法
 - 危険物に関する法令
 - 試験の方法
筆記試験
 - 試験日時及び場所
1 日時 昭和三十九年十月十八日(日曜日)午前十時
受付は午前九時から
 - 試験の場所(別表の通り)
1 試験申込期間及申込先
昭和三十九年九月十四日から同年十月三日までに福岡県民生部消防災害課宛
2 その他
受験願書の交付及び試験についての細部については福岡県民生部消防災害課(電話76)六二七四)、県福祉事務所又は市、町消防署に問合わせ下さい。

受験地	試験場
福岡市	福岡市濁洲町一 県立福岡高等学校
久留米市	久留米市京町 県立明善高等学校
大牟田市	大牟田市黄金町 県立大牟田南高等学校
田川市	田川市東区春口町 県立田川東高等学校
北九州市小倉区	小倉区三萩野 市立足立中学校
北九州市八幡区	八幡区尾倉町 市立尾倉中学校